

「地震・津波避難計画書」の作成手順

東海地震等による地震・津波からの避難は「自らの命は自ら守る」（自助）ことが原則ですが、自主防災組織をはじめ、地域の皆さんで防災・減災力を高めること（共助）が、一人でも多くの命を守ることにつながります。

地震・津波からの避難には2つのパターンが想定されます。以下の手順に従って、それぞれの避難計画を考え、いざという時に備えましょう。

A. 基本情報の確認 ～まず、地区や津波のことを知る～

地震・津波避難計画を検討していく上で、まずは地域の特性や津波の被害想定などを把握しましょう。

(1) 住民情報

地域住民の人口、世帯数等を把握する。

- ① 世帯数：自治会の世帯数
- ② 人口：自治会の人口
- ③ 児童・生徒数：②のうち、児童・生徒の人数
- ④ 要援護者数：②のうち、年寄りや障害のある人など避難に支援を必要とする人（要援護者）の人数

(2) 地理情報

地域の地理条件を把握する。

- ⑤ 海抜：地域内の代表的な場所の海拔高
- ⑥ 津波想定高：海岸付近の津波想定高 ※想定に捉われすぎないようにしましょう。
- ⑦ 津波到達想定時間：海岸付近までの津波到達時間
- ⑧ 海岸からの距離：海岸から地域の代表的な場所までの距離
- ⑨ 海岸防護施設の高さ：海岸堤防、河川堤防の高さ ※堤防がない場合は「無」と記載する。
※上記は、津波ハザードマップや沼津市ホームページ「危機管理情報」等で調べましょう。

(3) 地区情報

自治会の役員を確認する。

- ⑩～⑬ 自治会長、副自治会長、防災指導員、連合自治会長：
自治会長、副自治会長、防災指導員、連合自治会長の氏名、電話番号

(4) 関係機関連絡先

関係機関や団体等について把握する。

- ⑭ 関係機関連絡先：公共施設、消防署、学校、地区内の大きな事業所などを記載する。
※津波からの避難の際には、連携して対策を行っていくことが必要です。

B. 東海地震警戒宣言発令の避難 ～落ち着いて確実に避難～

東海地震が予知された場合には警戒宣言が発令されます。避難に時間的な余裕があるため、あらかじめ自治会で避難方法を設定し、地域住民で協力し避難しましょう。

(5) 地区集合場所

地区での集合場所を決める。

- ⑮ 場所：地域で一時的に集合する避難場所を設定し記載する。
- ⑯ 集合人数：各集合場所に避難する予定人数を記載する。 ※集合者の名簿作成を検討しましょう。
- ⑰ 担当者：点呼や名簿作成などの担当者を指定し記載する。
- ⑱ 避難地までの距離：地区集合場所から市指定の避難地までの距離を記載する。
※距離によっては、車いすや車両の準備が必要です。
※近くに安全な広場等があれば、必ずしも地区集合場所へ行く必要はありません。

(6) 避難地への避難

地区集合場所から避難地へ移動する場合のルールを決める。

- ⑲ 誘導担当は指定されているか？：速やかに避難できるよう誘導担当者を指定しているか確認。
- ⑳ 避難ルートは設定されているか？：建物などの倒壊を考慮し、広い安全な避難ルートが設定されているか確認。

(7) 避難地

グラウンド等の屋外で、津波の影響を受けない場所を決める。

- ㉑ 場所：警戒宣言発令後に確実に避難できる避難地を記載する。（地震・津波対策マニュアル裏面参照）
- ㉒ 避難人数：避難地へ避難する予定人数を記載する。
- ㉓ 避難地配備職員（市職員）：避難地に配備されている市職員を記載する。
- ㉔ 自治会名：同じ避難地へ避難してくる自治会を把握し記載する。
- ㉕ 代表者氏名：各自治会の代表者を記載する。
- ㉖ 防災担当者氏名：各自治会の防災担当者を記載する。
※避難訓練などの時に各担当者氏名や自治会ごとに役割分担が決まっていれば確認しましょう。

(8) 要援護者への対応

援護が必要な人の避難計画を検討する。

- ㉗ リストの作成・保管担当者：要援護者の人数や所在を把握するため、リストを作成する担当者名を記載する。
- ㉘ 避難時の支援者：要援護者を支援する担当者を記載する。

C. 突発地震による津波からの避難 ～少しでも早く、少しでも高く～

突発的な大地震が発生した場合、まずは強い揺れから身を守り、津波の危険のある地域では“ためらわず逃げる”ことが大変重要になります。迅速な避難ができるよう、事前の準備や周知を十分行いましょう。

(9) 緊急避難場所

少しでも早く、高い場所に避難する。

※津波の危険があり、
緊急避難が必要な場合

- ②9 場 所：津波避難ビルや津波避難路など緊急避難が可能な場所を記載する。
※津波避難訓練対象区域外で自主的にビル等を選定している場合はその場所を記載する。
- ③0 箇所数：津波避難ビルや津波避難路などの箇所数を記載する。※ハザードマップで確認しましょう。
- ③1 避難可能人数：津波避難ビルなどの避難可能な人数を記載する。
※避難訓練などの際に確認しましょう。
- ③2 備 考：津波避難ビルなどの名称や避難の際の注意点等があれば記載する。

(10) 救護所

簡単な治療を行う救護所が設置されます。

- ③3 救護所：災害でケガ（軽傷）をした場合に治療を行う救護所を記載する。
※地区センターを中心に開設されます（地震・津波対策マニュアル 緑頁参照）。なお、負傷の程度によっては救護病院等で治療を受けてください。

(11) 避難所

自宅で生活することができない人のために、避難所が開設されます。

- ③4 施設名：自宅の倒壊や倒壊の恐れがあり支援を必要とする人が避難生活をする避難所を記載する。
- ③5 施設管理者：施設管理者や施設の担当者等の氏名、連絡先を記載する。
- ③6 鍵の管理者：施設の鍵を預かっている場合は、鍵を管理する人の氏名、連絡先を記載する。
※避難所は自主防災組織を中心に避難者が助け合いながら運営します。
※この避難計画とは別に、関係自治会と「避難所運営マニュアル」を作成しましょう。

(12) 避難に対する注意点・課題

話し合いの結果、注意、改善の必要性がある事をまとめる。

- ③7 自治会での避難に対する注意点・問題点：緊急避難場所が遠い、避難路が危険など、地震・津波からの避難に際して自治会が抱える注意点や課題を記載する。
※注意点や課題について、自治会で対策等を話し合いましょう。

D. 平常時からの備え

東海地震の警戒宣言や突発地震に備え、日頃から実践的な避難訓練に取り組み、避難行動を身体で覚えましょう。また、スムーズな避難が行えるよう、緊急避難場所等の定期的な維持管理をしておくことも重要です。

(13) より実践的な避難訓練の実施

地域の実情を把握し、より実践的な避難訓練を行う。

- ③8 ～ ④0 日付、内容、参加人数：避難訓練の予定日、内容、参加予定人数を記載する。
※東海地震警戒宣言発令時や突発地震等を想定した訓練や夜間訓練などを行ってみましょう。

(14) 緊急避難場所の維持管理

自主防災組織を中心に維持管理に努める。

- ④1 ～ ④3 日付、内容、参加人数：避難場所の維持管理の予定日、内容、参加予定人数を記載する。
※避難訓練と併せて行くと効果的です。緊急避難場所を把握することもできます。

(15) 連合・隣接自治会との打合せ

連合自治会や隣接自治会と話し合い、避難の際には協力する。

- ④4 ～ ④6 日付、協議先、内容：連合自治会や隣接する自治会との打合せの予定日、協議先、内容を記載する。
※避難地・避難所は他の自治会と共用することになるため、スムーズな運営に向けて事前に取り決めをしておくことが必要です。

(16) 備えていく上での注意点、課題

避難訓練や避難場所の維持管理の際の注意点、課題をまとめる。

- ④7 備えていく上での注意点、課題：避難訓練の実施時に確認された問題点、改善点、また連合、隣接自治会との連携の方法等について、事前に備えておくべきことの注意点、課題を記載する。
※注意点や課題については、自治会で対策等を話し合いましょう。